

参考資料 2

専門会議廃止(R4.7.29付け)に伴う要領改正

広島県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」掲載要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="271 193 1010 225">広島県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」掲載要領</p> <p data-bbox="163 264 333 296">第1条 (略)</p> <p data-bbox="163 339 1120 443">第2条 広島がんネットに情報等の掲載を希望する者は、別記掲載要件を満たすことについて同意し、また、広島がんネットへの掲載後においても遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="163 560 333 592">第3条 (略)</p> <p data-bbox="163 635 1120 699">第4条 広島がんネットへの掲載申請があった情報については、健康づくり推進課において掲載の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。</p> <p data-bbox="163 778 282 810">2 (略)</p> <p data-bbox="163 853 387 885">第5, 6条 (略)</p> <p data-bbox="163 928 730 992">(附則) この要領は、令和4年9月13日から施行する。</p>	<p data-bbox="1249 193 1989 225">広島県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」掲載要領</p> <p data-bbox="1151 264 1319 296">第1条 (略)</p> <p data-bbox="1151 339 2107 443">第2条 広島がんネットに情報等の掲載を希望する者は、別記掲載要件を満たすことについて同意し、また、広島がんネットへの掲載後においても遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="1151 451 2107 515"><u>2 別記掲載要件を変更するときは、あらかじめ、広島県がん相談支援・情報提供推進会議において意見聴取を行う。</u></p> <p data-bbox="1151 560 1319 592">第3条 (略)</p> <p data-bbox="1151 635 2107 770">第4条 広島がんネットへの掲載申請があった情報については、健康づくり推進課において掲載の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。<u>ただし、がん患者団体及びがん患者支援団体の申請について、必要と認める場合には、広島県がん相談支援・情報提供推進会議において意見聴取を行う。</u></p> <p data-bbox="1151 778 1270 810">2 (略)</p> <p data-bbox="1151 853 1375 885">第5, 6条 (略)</p>

改正後全文

広島県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」掲載要領

(目的)

第1条 インターネットを通じたがんに関する正しい情報の提供を目的として、広島県健康福祉局健康づくり推進課（以下「健康づくり推進課」という。）が開設する広島県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」（以下「広島がんネット」という。）への各種情報の掲載に当たり、必要な事項を定める。

(掲載要件)

第2条 広島がんネットに情報等の掲載を希望する者は、別記掲載要件を満たすことについて同意し、また、広島がんネットへの掲載後においても遵守しなければならない。

(掲載申請)

第3条 広島がんネットに情報等の掲載を希望する者は、次表に定める申請書類を作成し、申請期限までに健康づくり推進課へ提出するものとする。

掲載内容	申請書類	申請期限
(1) がん患者団体及びがん患者支援団体等（がんサロンを含む。）	○別紙様式「広島がんネット」掲載申請書 ○別紙1「広島がんネット」掲載内容確認票【患者団体等】	○随時受付
(2) イベント情報等	○別紙様式「広島がんネット」掲載申請書 ○別紙2「広島がんネット」掲載内容確認票【イベント情報等】	○掲載希望日の1週間（掲載希望日を含まない。）前まで

(掲載情報)

第4条 広島がんネットへの掲載申請があった情報については、健康づくり推進課において掲載の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。

2 広島がんネットへの掲載後であっても、次の場合には、掲載情報を削除する。

- ア 第2条に定める掲載要件を満たさないことが判明した場合
- イ 公序良俗に反する場合
- ウ 法令に反する場合
- エ 犯罪的行為を誘発する場合
- オ 第三者に損害または不利益を与える場合
- カ 第三者を誹謗中傷している場合
- キ 記載された内容が虚偽である場合

(変更届)

第5条 広島がんネットに掲載された情報について、その内容に変更がある場合は、速やかに健康づくり推進課までその旨を連絡すること。

(更新手続)

第6条 広島がんネットに掲載されたがん患者団体及びがん患者支援団体は、その活動状況の更新のために、原則、毎年3月末日までに掲載申請書を再提出しなければならない。

(附則)

この要領は、平成21年2月23日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年2月12日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年9月13日から施行する。